

令和6年度

津軽北部二期農業水利事業

下車力幹線排水路（その8）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

津軽北部二期農業水利事業下車力幹線排水路（その8）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、津軽北部二期農業水利事業計画に基づき、下車力幹線排水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

青森県つがる市牛潟町字鷲尻地内他

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

水路延長	L=487.31m
施工始点	測点 No. 53+35.69
施工終点	測点 No. 63+23.00
内 訳	
高压洗浄工	A=1,450m ²
鋼矢板表面被覆工	A=1,450m ²
仮設工	1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う資材等の手配等は、受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年10月1日から令和7年3月10日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年9月30日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 70 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 現場技術員

本工事には、共通仕様書第 1 編 1-1-9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 関連工事

- (1) 本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

砂山機場ポンプ設備改修（その 4）工事（施工期間 令和 5 年 6 月 6 日～令和 7 年 3 月 10 日）

- (2) 本工事施工期間中は、下車力幹線排水路上流からの流水については、二間堰を経由して砂山機場から排水する計画であるため、施工期間中は砂山機場の管理者及び関連工事の責任者と調整を図り、排水を安全に流下さなければならない。

なお、関連工事による砂山機場の停電期間（排水不可期間）は令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日で考えている。

3. 第三者に対する措置

- (1) 騒音及び振動対策

騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

- (2) 保安対策

ア. 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有するものとする。

イ. 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無
工事用道路出入口	1 名／日	昼間	無し

- (3) 交通対策

工事資材等の運搬において、他の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努

めなければならない。また、公共道路の使用にあつては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要になった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路

(1) 受注者は、図面に基づき、下車力幹線排水路の左右岸の管理用道路を利用して工事用道路を造成するものとする。

なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 工事期間中の工事用道路の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 仮締切工

(1) 受注者は、図面に基づき、仮締切工を設置しなければならない。

なお、仮締切工については、支線排水路が流入する最下流区間を対象に行い、当該区間の施工が完了した後に、上流側の区間を対象に行うことで考えている。

(2) 仮締切工に用いる耐候性大型土のうは、砂山機場に存置されているものを運搬して再利用するものとし、工事終了後は、砂山機場に運搬するものとする。

なお、耐候性大型土のうについては、現場内で転用することで考えているが、再利用できないものについては、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 仮締切工の止水性を高めるため、耐候性大型土のうに間詰め土（粘性土）を施工するものとする。

3. 建設発生土受入地

本工事で発生する建設発生土は、位置図に示す箇所に搬出するものとする。

名称	地先名	搬出予定量	備考
建設発生土受入地	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内	山砂 2,645m ³ 山土 45m ³	

4. 水替工

仮締切工に係る排水量については、次のとおり想定している。排水量等の変更が必要な場合には、監督職員と協議するものとする。

対象施設等	区 分	想定排水量
最下流区間（支線排水路流水）	常時排水	450～1,300m ³ /h 未満
最下流区間（仮締切内） 〔No. 53+32.10～No. 54+29.19〕	常時排水	40～ 120m ³ /h 未満
上 流 区 間（仮締切内：450m、2箇所） 〔No. 54+16.19～No. 63+28.50〕	常時排水	120～ 450m ³ /h 未満
各施工区間（10区間、2箇所）	常時排水	0～ 6m ³ /h 未満

5. 雪寒仮囲い工

鋼矢板表面被覆工の施工にあたり、気象条件の影響を受けないよう、雪寒仮囲いを設置するものとする。

なお、工事期間中の点検、補修等については受注者の責において実施するものとする。

6. 除雪工

除雪工については、施工部周辺・工事用道路の機械除雪を想定している。除雪は、積雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施内容（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪作業が必要な場合及び除雪方法について疑義が生じた場合には、別途、監督職員と協議するものとする。

除雪工は、実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

（1）工事用地等の使用にあたっては、別紙－2「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

（2）発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、用地確認するとともに現況の

用地境界を測定し、監督職員に提出するとともに、監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認及び地権者への確認を行わなければならない。

- (3) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする
- (4) 工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。また、発注者が地権者に返還する際には立ち会わなければならない。
- (5) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- (6) 本工事で支障となる用地境界杭（コンクリート杭を除くプラスチック杭または木杭）は受注者の責任により工事完了までに元の座標の位置に復旧しなければならない。

3. 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打ち合わせの上、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。

第7章 支給材料

1. 支給材料

支給材料は次のとおりである。

名称	規格	単位	数量	備考
耐候性大型土のう	—	袋	120	詰土含む

2. 引き渡し場所

青森県つがる市下牛潟町六百石菰（砂山機場敷地内）

3. 引き渡し時期

監督職員と打ち合わせのうえ決定するものとする。

4. 引き渡し方法

引き渡し場所から工事現場までの運搬及び工事現場から返還先（砂山機場敷地内）までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品については、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき、国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）鋼矢板表面被覆材

鋼矢板表面被覆で使用する材料の仕様は次のとおりとする。

材料	仕様	備考
鋼矢板表面被覆材	引張強さ：23.3N/mm ²	JIS K 6849
	付着強度：1.5N/mm ² 以上	JIS K 5600-5-7

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
鋼矢板表面被覆材	カタログ・試験成績書
鋼矢板表面被覆材専用希釈剤	カタログ・試験成績書
山砂	試験成績書・土砂採取に係る関係法令の許認可書の写し
山土（粘性土）	試験成績書・土砂採取に係る関係法令の許認可書の写し
土木シート	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
鋼矢板表面被覆材	外観・数量	現場搬入時
鋼矢板表面被覆材専用希釈剤	外観・数量	現場搬入時

4. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 再生資源等の利用

(1) 建設資材廃棄物等の現場内等利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラ (土木シート)	(株)新岡組	北津軽郡鶴田町大字廻堰 字大沢 81-188	7:30～16:30	再資源化施設業者

4. 土工

掘削土は全て、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

5. 鋼矢板表面被覆工

(1) 準備工

施工前に、施工場所の状況（孔食、亀裂、欠損部の有無等）について、発注者及び受注者双方で施工範囲を確認するものとする。

(2) 高圧洗浄工

ア. 高圧洗浄に使用する洗浄水は、水道用水（若しくは同等の水）を使用しなければならない。なお、水道用水の確保が困難な場合、監督職員と協議するものとする。

イ. 既設鋼矢板表面と表面被覆材の一体化を図るため、高圧洗浄機等を用い、超高压水による研掃を行い、既設鋼矢板表面の錆び、汚れ等を除去するものとする。なお、これにより除去し難い場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 孔埋め工、止水工

表面処理完了後、既設鋼矢板表面の素地状態を確認し、孔食及びその箇所から漏水が確認された場合は、孔埋め及び止水などの処理を行わなければならない。なお、処理方法については、監督職員と協議するものとする。

(4) 表面被覆工

ア. 表面被覆材の使用量は、施工面積、施工時間、材料等の可使時間等を考慮して決定するものとし、所定の混合比率「重量比で、(主材) 5 : (硬化材) 1」にて、ハンドミキサー等を用いて色斑が

なくなるまで十分に練り混ぜるものとする。また、使用量 1kg に対して、最大 200cc の割合で専用希釈材（シンナー）を加えるものとする。

イ．練り混ぜ完了後、ローラ・ハケ等を使用し、コーティング厚 200 μ m を確保するように施工しなければならない。

ウ．施工完了後、材料のたれ、浮き、ピンホール等施工不良の有無を目視にて確認し、不良箇所がある場合は、再度コーティング（タッチアップ等）する等、適正な処理を行わなければならない。

（５）養生

ア．硬化時間及び可使時間は、温度に左右されやすいことから、悪天候、養生中の材料凍結が予想される場合は施工を行わないものとする。

イ．表面被覆材は、施工母材温度も品質に影響する可能性があるため、5℃以下の環境下では施工してはならない。実際の施工時の温度管理方法に当たっては、監督職員と協議し決定するものとする。

（６）材料の保管

ア．材料は、通気性がよく、直射日光が当たらない、0℃～30℃の場所に保管しなければならない。

イ．主材と硬化材は別々の容器で密閉しておかななければならない。

（７）試験施工

ア．本施工に先立ち、以下の水圧毎の付着強度を確認し、洗浄圧力を決定するものとする。

①	洗浄圧力	180MPa
②		200MPa
③		220MPa

イ．試験施工箇所は、監督職員が指示するものとし、試験結果は速やかに監督職員に報告しなければならない。

ウ．試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

エ．試験施工の内容

下地処理の付着強度試験を以下により実施するものとする。

項目	下地処理	下地処理後 付着強度試験
試験位置	補修箇所 1 地点	同左
施工場所 (1 地点当たり)	左右側壁 1 箇所	同左
施工範囲 (1 箇所当たり)	1.0m×1.0m	3 個
調査方法	1 箇所毎に噴射 圧力を 3 ケース 調査	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース毎に、左右側壁の 全 2 箇所について、それぞれ 3 個の 単軸引張試験
試験の規格値	—	側壁：個々の値が 1.5N/mm ² 以上

6．笠コンクリート

笠コンクリートの状態について、目視による調査を行い、破損・欠損等があった場合は監督職員に

報告しなければならない。なお、処理方法については、監督職員と協議するものとする。

7. 土木シート

資材等仮置き場として使用する耕地部については、土木シートを敷設するものとする。また、借地条件について、地権者から新たな要望があった場合は、変更追加する場合がある。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

ア. 鋼矢板表面補修の出来形管理

直接測定による出来形管理は、以下のとおりとする。ただし、工法により以下に抛り難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定（試験）基準
高圧洗浄工	外観	ミルスケール（黒皮）、錆、塗膜、異物及び泥土等がないこと	洗浄完了後
鋼矢板 表面被覆工	外観	被覆面の異物混入、塗り漏れ、むら、浮き、ピンホール等がないこと	表面被覆完了後
	厚さ	200 μ m 以上	概ね 20 m ² に 1 箇所（5 測点）測定し、5 測点の平均値が設計コーティング厚の 90% 以上かつ、5 測点の最小値が設計コーティング厚の 70% 以上
	面積	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、1 施工区間（概ね 50m）毎に展開図又はその他の測定（求積）によって確認する
	付着強度	1 箇所 3 個の試験値が 1.5N/mm ² 以上	表面被覆後、1 施工区間（概ね 50m）毎に 1 箇所（1 箇所あたりの試験数は 3 個）

イ. 写真管理

撮影記録による管理項目は以下のとおりとする。

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景又は代表部	着手前	着手前 1 回
完成写真	〃	完成後	完成後 1 回
施工状況	各工種施工状況	施工中	1 施工区間（概ね 50m）毎
試験施工	実施状況・結果	試験実施中	表面処理前・試験後

使用機械	主要機械	機械搬入時	現場搬入時（１回）
主要材料	使用量	材料搬入時	搬入の都度
		施工完了時	完了時
出来形管理	コーティング厚	完成時	１施工区間（概ね 50m）毎
	塗り長さ		
	面積		
品質管理	付着強度	付着強度試験後	１施工区間（概ね 50m）毎

３．情報共有システム

- （１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- （２）情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」）によるものとする。

４．工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- ア．黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- イ．受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア．受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ．本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記ア．に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ．黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- １．地質、現場状況、気象条件等により工法を変更する必要性が生じた場合
- ２．監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- ３．地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
- ４．支給材料（大型土のう）が受注者の責がなく、再利用できなかった場合
- ５．監督職員が歩掛調査等を指示した場合
- ６．鋼矢板表面被覆（範囲）について変更する場合
- ７．鋼矢板孔食部の補修の必要性が認められた場合
- ８．洗浄水の確保及び給水にかかる経費が必要となった場合
- ９．養生時の動力電源にかかる経費が必要となった場合
- １０．笠コンクリートの補修の必要性が認められた場合
- １１．工事用道路の補修が必要となった場合
- １２．除雪範囲の変更及び排雪場所の追加が必要となった場合
- １３．地権者との調整の結果、農地の復旧方法等が変更となった場合
- １４．第三者との協議結果により変更が生じた場合
- １５．遠隔確認の試行を行う場合
- １６．各工種の数量に変更が生じた場合
- １７．上記以外の事象により施工内容に変更が生じた場合

第 13 章 その他

１．総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

（１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

２．契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア. VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ. ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア. 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ. 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア. 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ. また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ. VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

キ．VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク．発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カ．のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

4．主任技術者等の専任期間

- （１）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （２）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （３）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

5．ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則と

し、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（5）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（6）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア. 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ. 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ. 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の測定方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 2}$$

※ 1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

※ 2 補正係数 : 1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境 (トイレ・更衣室) の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア (ア) ~ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境 (快適トイレ) の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の (ア) ~ (サ) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ) ~ (チ) については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(ア) 洋式 (洋風) 便器

(イ) 水洗及び簡易水洗機能 (し尿処理装置付き含む)

(ウ) 臭い逆流防止機能

- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鍵と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- （１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備
	イ 緑化・花壇

	ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10. 週休2日制工事の試行

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イ. の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

ア. 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日） 以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

イ. 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記ア. に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点

を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア. 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ. 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評価の審査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

ウ. 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評価の審査項目「法令遵守等」において1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

（3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

（1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 土木工事共通仕様書 1－1－2 2 建設副産物の記載に関して、受領書の交付、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進計画の工事現場における掲示などが変更になっているため、留意すること。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削	粘性土	m ³	785	
(2)作業残土処理工				
土砂等運搬	粘性土	m ³	785	
整地	粘性土	m ³	785	
2. 表面被覆工				
(1)高压洗浄工				
高压洗浄工	240Mpa 28L/min	m ²	1,450	
給水	水道水利用	m ²	1,450	
(2)鋼矢板表面被覆工				
鋼矢板表面被覆	コーティング厚 200μm	m ²	1,450	
養生	給熱養生	m ²	1,450	
3. 仮設工				
(1)仮設道路工				
工事用道路	工事用道路	m	984	
法面整形	盛土部	m ²	890	
工事用道路	車廻し	m	15	
敷鉄板	t=22mm, 工事用道路	m ²	3,052	
敷鉄板	t=22mm, 車廻し	m ²	131	
敷砂利	再生クラッシュラン, RC-40, t=10cm	m ²	1,660	
(2)既設水路保護工				
敷鉄板	設置～損料～撤去, t=22mm, 既設水路保護	m ²	421	
(3)仮設土留・仮締切工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
大型土のう	全線締切, 施工スパン50m, 支給品	袋	120	
間詰盛土	設置～撤去～残土処理	m3	45	
(4)排水処理工				
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 450以上～1,300未満・下流部支線排水処理	箇所	1	
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 40以上～120未満・下流部締切内排水処理	箇所	1	
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 120以上～450未満・上流部締切内 (450m)	箇所	2	
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 0以上～6未満・下流部区間締切内	箇所	2	
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 0以上～6未満・施工区間締切内	箇所	18	
(5)雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い	Pタイプ, 設置・撤去	m ²	9,610	
(6)資材置場設置復旧工				
安定シート	ポリプロピレン系織布 0.37mm, 980N/5cm, 借地範囲	m ²	6,242	
積込 (ルーズ)	廃棄プラスチック (土木シート)	m3	2	
殻運搬	廃棄プラスチック (土木シート)	m3	2.0	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	廃棄プラスチック (土木シート)	m3	2.0	
(7)除雪工				
除雪	土工部	m3	1,723	
除雪	工事用道路	m3	2,326	
除雪	工事用進入路 (広域農道～現場出入口まで)	m3	1,778	
(8)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	18	
4. その他				
(1)運搬費				
共通仮設 (積上げ)				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板、工事用道路・車廻し	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板、既設水路保護	式	1	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和6年度 津軽北部二期農業水利事業
下車力幹線排水路(その8)工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	計画平面縦断図(1/3)	1	
3	計画平面縦断図(2/3)	1	
4	計画平面縦断図(3/3)	1	
5	計画横断図(1/2)	1	
6	計画横断図(2/2)	1	
7	標準断面図	1	
8	仮設平面図(1/2)	1	
9	仮設平面図(2/2)	1	
10	仮設標準図	1	
計		10	